栄村飲食業等起業運営費助成金交付要領

（目的）

第１条　本要領は、本村において新たに飲食業等を起業する者に対し、その初期運営に要する費用の一部を助成し、事業支援を行うとともに、地域経済の活性化を図ることを目的に、予算の範囲内において、栄村飲食業等起業運営費助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、栄村補助金等交付規則（昭和48年栄村規則第３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　本要領における「飲食業等」とは、食品衛生法（昭和22年法律第二百三十三号）に基づく飲食店営業許可を取得し、村内で飲食物を提供する事業、及び移動購買車等を使用した村内での買物支援を行う事業をいう。

（助成対象者）

第３条　助成の対象となる者は、栄村若者チャレンジ起業補助金交付要綱に基づく飲食業等において、補助金の交付決定を受けている者とする。

（助成金の額及び内容）

第４条　村長は、助成対象者に対し年間100万円を上限として、前条の交付決定を受けた翌年度から、最長３年間の運営費を助成するものとする。

２　前項の助成金は、原則として各年度ごとに実績報告に基づき交付するものとする。

３　助成金は、人件費、食材費、光熱水費、賃借料その他事業の運営に必要な経費に充てることができる。

４　　助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を村に納入させることができる。

（申請手続）

第５条　　助成金の申請をしようとする者は、助成金交付申請書に次の各号に掲げる関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。

（１）　事業計画書

（２）　誓約書兼村税等の納付状況確認に関する同意書

（３）　その他村長が必要と認める書類

（交付決定）

第６条　　村長は、前条の申請があったときは、提出書類を審査のうえ助成の可否及び助成額を決定し、申請者に通知する。

（概算払）

第７条　前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、事業の遂行上、村長が必要と認めるときは、助成金の概算払を申請することができる。

２　助成事業者が概算払を受けようとするときは、助成金概算払請求書を村長に提出しなければならない。

（実績報告）

第８条　　助成金の交付を受けた者は、各年度終了後、実績報告書により、当該年度の事業実績及び助成金の使途を村長に報告しなければならない。

（助成金の確定及び交付）

第９条　村長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは助成金の額を確定し、当該助成事業者に通知するものとする。

２　助成事業者は、前項の助成金の通知を受けた後に、助成金請求書を村長に提出しなければならない。

３　村長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付の停止及び返還）

第10条　村長は、助成対象者が次のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付を停止し、又は既に交付した金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（１）　虚偽の申請又は報告を行ったとき。

（２）　助成金を目的外に使用したとき。

（３）　起業後５年未満に廃業したとき。

（４）　その他村長が不適当と認めたとき。

（補則）

第11条　　この要領に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附　　則

この要領は、公布の日から施行する。